

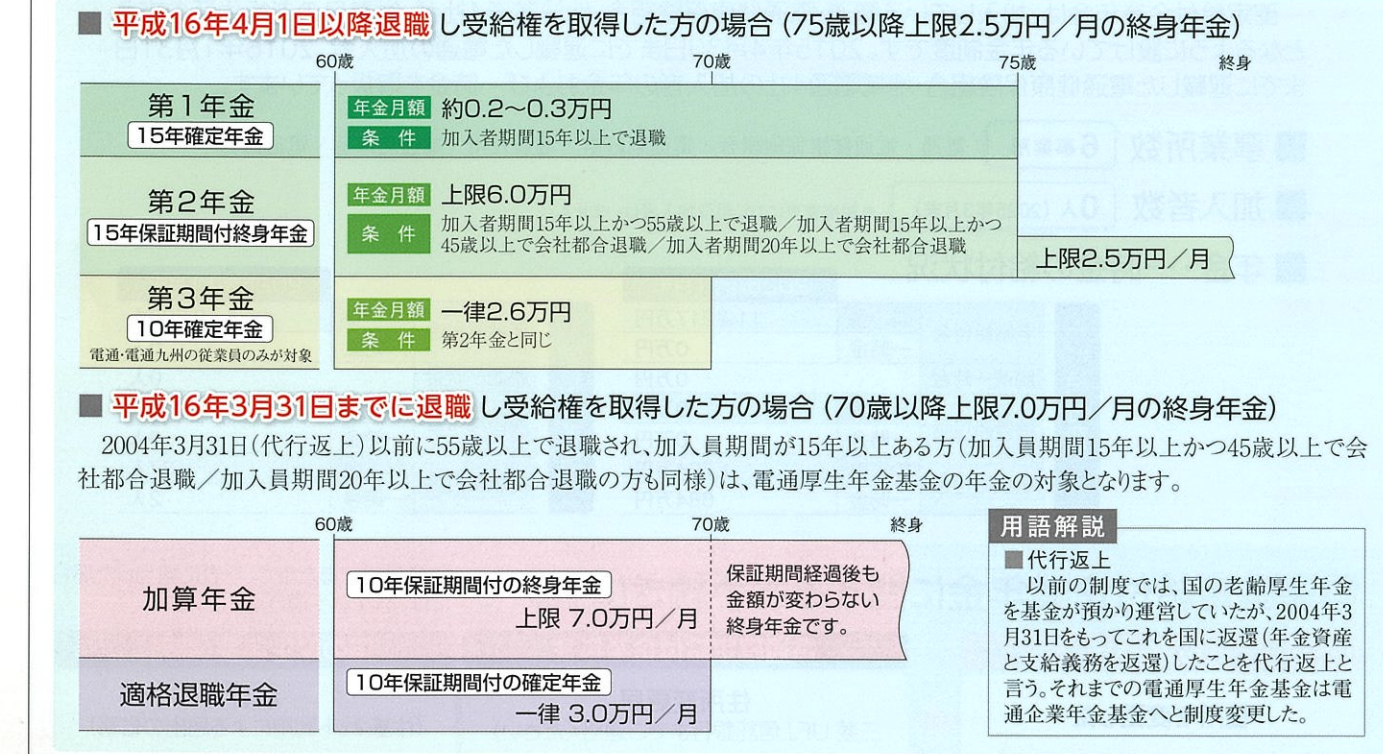
確定給付企業年金 給付のご案内

同じ確定給付企業年金でも、受給権を取得（退職）した時期によって年金の種類（名称）と保証期間等が異なります。平成16年3月31日の代行返上を境として、代行返上前に退職し受給権を取得した方はピンクと紫の図表の給付内容となります。電通の確定給付企業年金は、第1年金、第2年金、第3年金の3段階の構造になっています。ただし、第3年金は電通と電通九州だけです。給付の種類としては、老齢給付金（年金・一時金）、脱退一時金、遺族給付金（年金・一時金）、障害給付金（年金・一時金）があり、それぞれ支給内容と支給要件が定められています。

老齢給付金 加入者期間15年以上で退職した方が60歳になったとき

老齢給付金には老齢年金と選択老齢一時金があり、加入者期間15年以上で退職した方が、60歳に達したとき支給されます。退職時の年齢や退職事由によって、第1年金に、第2年金、第3年金が加算されるしくみになっていて、それぞれ支給期間も異なります。また、老齢年金に代えて支給される一時金が選択老齢一時金です。

■ 老齢年金（年金の種類と給付額）



■ 選択老齢一時金（年金の種類と給付額）

■ **平成16年4月1日以降退職** し受給権を取得した方の場合
一時金を選択できるのは、老齢給付金の裁定を受けるとき、または、支給開始5年経過後から15年未満です。
※支給開始後の一時金は年金残余期間分になります。

第1年金	条 件	上記の第1年金の条件を満たして60歳到達
	一時金額	約31万円～45万円
第2年金	条 件	上記の第2年金の条件を満たして60歳到達
	一時金額	約900万円
第3年金	条 件	上記の第3年金の条件を満たして60歳到達
電通・電通九州の従業員のみが対象	一時金額	約275万円

障害給付金 加入者期間5年以上で障害の状態になって退職したとき

加入者期間5年以上の方が、障害厚生年金に該当する障害の状態になって退職したときに、障害給付金を受けることができます。
※規約型企業年金には現役社員は加入していないため、障害給付金の対象者はいません。

脱退一時金 加入者期間3年以上で退職したとき

加入者期間3年以上15年未満で退職した方や、加入者期間15年以上の方が60歳未満で退職したとき、脱退一時金が支給されます。また、加入者期間15年以上の方は60歳に到達するまでの間、脱退一時金の支給繰下げを申し出ることができます。支給繰下げを申し出た方が60歳に到達したとき、脱退一時金の受給権は老齢給付金の受給権となります。

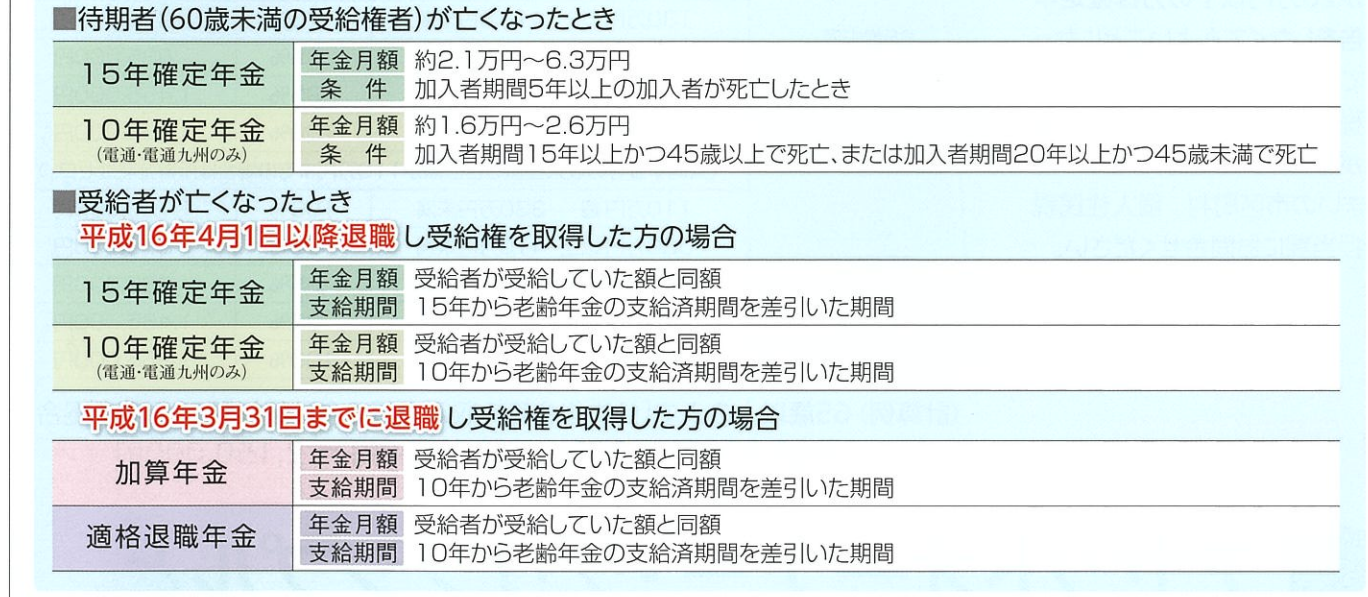
■ 年金の種類と給付額

第1脱退一時金	条 件	加入者期間3年以上で退職
	一時金額	約3万円～45万円
第2脱退一時金	条 件	加入者期間15年以上かつ55歳以上で退職／加入者期間15年以上かつ45歳以上で会社都合退職／加入者期間20年以上で会社都合退職
	一時金額	約577万円～898万円
第3脱退一時金 電通・電通九州の従業員のみが対象	条 件	第2脱退一時金と同じ
	一時金額	約177万円～275万円

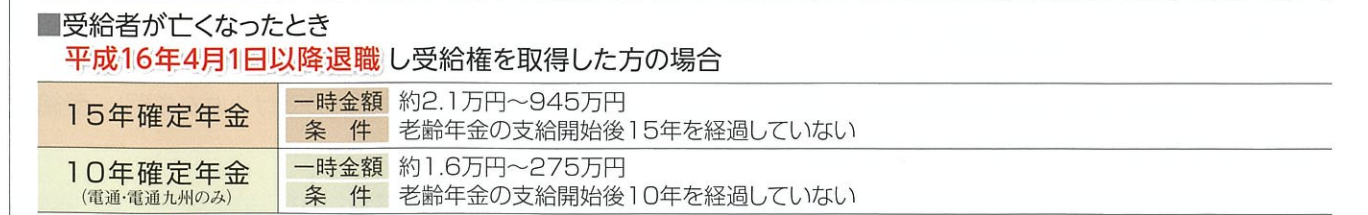
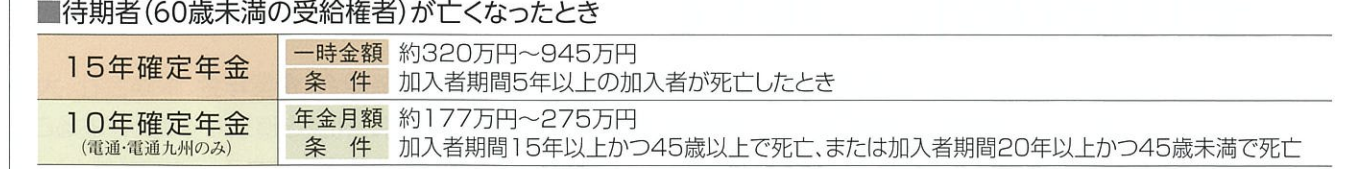
遺族給付金 加入者、または受給権者が亡くなったとき

加入者期間5年以上の加入者や、脱退一時金の支給繰下げを申し出ている方、および老齢給付金の受給権者であつて、年金の支給開始後15年を経過していない方が死亡したとき、ご遺族に遺族給付金が支給されます。

■ 遺族年金（年金の種類と給付額）



■ 遺族一時金（年金の種類と給付額）



加算年金	一時金額	加算年金額×残余保証期間に応じた率（0.0806～7.6914）
	条 件	年金の支給開始後10年を経過していない
適格退職年金	一時金額	適格退職年金月額×年金現価率（0.967～92.296）
	条 件	退職年金の支給開始後10年を経過していない